

L P G

Rim LPGレポートにおける国内海上バージ渡しスポット、
陸上ラック、フレート価格の評価基準

改訂版(2013年4月)

①国内海上バージ渡しスポット価格評価基準	
受渡形態と受渡ポイント、価格評価地域	2
受渡数量	2
受渡タイミング	2
価格評価時間帯	2
価格評価の優先順位	2
価格評価の対象となる取引	2
品質	2
②国内陸上ラック価格評価基準	
価格評価の原則	2
受渡形態と受渡ポイント、価格評価地域	3
受渡数量	3
受渡タイミング	3
価格評価時間帯	3
価格評価の対象となる取引	3
品質	3
③ラスタヌラ/日本ベースのフレート評価基準	3

①国内海上バージ渡しスポット価格評価基準

受渡形態と受渡ポイント、価格評価地域

海上は一次基地バージ取りのEXパイプ取引を価格評価の基準とする。ただし、届けベースの取引も価格評価において参考材料とするケースもある。その際、EXパイプ価格への引き戻しは実勢運賃を用いる。

RIMで価格評価する受渡地域は、東京湾岸(京浜)と伊勢湾岸(中京)、大阪湾岸(阪神)、瀬戸内、大分を含む西日本の2地域とする。RIMのコメントにおいては東京湾岸を京浜と呼ぶが、京浜には千葉も含む。鹿島については厳密な意味で東京湾岸ないし京浜に該当しないが、慣習的に価格評価において東京湾岸ないし京浜と同等に扱っており、RIMでも鹿島出しの取引を東京湾岸ないし京浜のそれと同等と見做す。

受渡数量

価格評価の対象となる受渡数量は、1ロット500トン以上とする。ただし、海上の200トン以上～500トン未満の取引も価格評価において考慮する。

受渡タイミング

当月最終営業日から起算して5日営業日前までは当月渡し物を価格評価の対象とし、4営業日前から翌月渡し物に価格評価が移行する。

価格評価時間帯

当日の価格評価は、10時～18時の間に成立した取引の価格や取引にまつわる売買唱えを基準とする。

価格評価の優先順位

価格評価の優先順位は原則として、①「Rim Trading Board」(メソドロジーは別途掲載)に掲載された成約価格、ファームオファー(売値)およびビッド(買値)、②「Rim Trading Board」に未掲載ながら売り手買い手両方あるいはいずれかから確認した成約価格、売り手買い手から直接取材したオファーおよびビッド、③インディケーション(売り気配、買い気配)とする。ただし、①②の妥当性を吟味する上で、③についても価格評価上、これを重視する。実勢をより忠実に反映する上で、多数の市場参加者が唱えている売買値のレンジから大きく乖離している成約価格については、評価の対象から除外する。

成約情報の中には、売買当事者双方から確認を得たもの、売買当事者の何れか一方から確認を得たものの他に、情報ソースとして信頼すべき複数の第三者からもたらされるものがあるが、基本的にはこれを採用しない。また、売買当事者からの情報であっても、それが虚偽であることが判明した場

合、これを採用しない。

価格評価の対象となる取引

スポット・ベースのアウトライト取引を評価基準に置き、売買当事者から確認が得られたものを採用する。ターム取引は除外する。パッケージ取引、ロケーション・スワップ、タイム・スワップ、さらにバーター取引は、価格評価の上で参考材料とするが、全面的に反映することはない。

冒頭のとおり届けベースの取引は、実勢運賃を用いて、EXパイプ価格に換算する。産燃ユーザー向けの所謂、直需販売はその取引の性格上、種々の要因により、スポット市況の実勢から乖離した価格で決定するケースが少なくない。このため、直需販売価格については相場トレンドを勘案しながら、価格評価における参考材料とはするものの、これを全面的に評価に反映することはしない。

元売精製玉のLPガス取引価格は、スポット扱い量が限られているため、価格評価にはストレートには反映させない。ただし、その格差変動は需給動向を指し示すインディケータとなるため、価格評価において参考材料とする。

品質

基本的に、日本LPガス協会の品質ガイドラインに即した通関後の輸入品、あるいは国産品を評価対象とする。

②国内陸上ラック価格評価基準

価格評価の原則

価格評価のあり方として、「市場参加者の多くが買付け可能な価格、あるいは販売可能な価格、すなわち「取引が成立し得る実勢相場」を導き出すことが肝要であって、そうした基本姿勢のもとでは極端な高値、安値の取引はそれが仮に事実であっても、いわゆる「実勢相場」から大きく乖離している場合、これを除外する。価格評価の要素としては、成約価格、オファー(売唱え)およびビッド(買唱え)を基本として、生産・輸入コスト、需給要因も勘案する。

価格評価をする上で材料となる市場情報は別して、(1)売買当事者双方から確認を得たもの (2)売買当事者の何れか一方から確認を得たもの (3)情報ソースとして信頼すべき複数の第三者からもたらされるもの——となる。情報の確度として(1)が最も望ましいのは言うまでもないが、種々の制約から(2)に留まるケースも少なくない。RIMでは価格評価にあたって(1)の情報を原則とし、(2)の情報も考慮する。ただし、(3)は採用しない。また、売買当事者からの情報であっても、それが虚偽であることが判明した場合、これを採

用しない。

受渡形態と受渡ポイント、価格評価地域

製油所・一次基地出しスポットLPGタンクローリー取りのEXパイプ取引を価格評価の基準とする。ただし、届けベースの取引も価格評価において参考材料とするケースもある。その際、EXパイプ価格への引き戻しは実勢のローリー運賃を用いる。

RIMで価格評価する受渡地域は、京浜として千葉、川崎出荷、阪神として堺出荷を対象とする。京浜には鹿島出荷も評価の対象として含み、阪神には中京、瀬戸内、北九州も評価の参考にする。

受渡数量

価格評価の対象となる受渡し数量は100トン以上とする。ただし50トン～100トン未満の取引も価格評価において考慮する。

受渡タイミング

当月最終営業日から起算して5日営業日前までは当月渡し物を価格評価の対象とし、4営業日前から翌月渡し物に価格評価が移行する。

価格評価時間帯

当日の価格評価は、10時～18時の間に成立した取引の価格や取引に関わる売買唱えを基準とする。

価格評価の対象となる取引

スポット・ベースのアウトライト取引を評価基準に置き、「Rim Trading Board」（メソドロジーは別途掲載）に掲載された成約、買唱え、売唱え、あるいは「Rim Trading Board」未掲載ながら売買当事者から確認が取れた成約、売り買唱えを採用する。これらはすべて製油所および一次基地のラック渡し、すなわちEXパイプを基準とする。届けベースの取引は、実勢運賃を用いて、ラック渡し価格に換算する。ターム取引は除外する。産業燃料ユーザー向けのいわゆる直需、直売取引は、参考として考慮するものの、直接的な価格評価の対象としない。官公需関連の入札価格も同様の扱いとする。

パッケージ取引、両製品間スワップ、ロケーション・スワップ、タイム・スワップ、さらにバーター取引は、価格評価の上で参考材料とするが、全面的に反映することはない。

品質

基本的に、日本LPガス協会の品質ガイドラインに即した通関後の輸入品、あるいは国産品を評価対象とする。

③リムLPGラストヌラ/日本ベースのフレート評価基準

自社船を含む定期用船(1)と、スポット用船(2)を、1港積み/1港揚げベースで価格評価する。市場での調査を基に(1)と(2)の価格、割合を打ち出し、日々、評価する。

(1)の航海日数にはラストヌラ/日本間の航行日数、荷役時間、バンカー補油時間、SEA MARGINが含まれる。また、(1)にはバンカー代、港費も含まれる。リムLPGレポート上では「TERM/SPOT COMBINED FREIGHT RATE (\$/mt)」と表記する。

以上

東京・編集部 03-3552-2411

(C) RIM Intelligence Co. LPGチーム